

# 玉名市道路台帳整備（デジタル化）業務委託

<公募型プロポーザル実施要領>

令和6年4月

玉名市 建設部 土木課

## 1. 基本事項

### 1-1. 業務名

玉名市道路台帳整備（デジタル化）業務

### 1-2. 業務の趣旨と目的

この実施要領は、玉名市道路台帳整備（デジタル化）業務（以下「本業務」という）に係る公募型プロポーザル方式において、参加事業者に提案を募り、その中で信頼性が高く、最も本市に適した事業者を選定するための手続きについて必要な事項を定めるものである。

本業務では玉名市（以下、発注者という。）が管理する道路台帳のデジタル化及びオープンデータ化を行うことにより、デジタルデータ利用促進及び道路行政のデジタルトランスフォーメーションを実現することを目的とする。また、本業務は、発注者が管理する道路等について、管理の効率化及び高度化を図るため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 28 条並びに道路法施行規則第 4 条の 2 及び関係法令を遵守した台帳の整備、デジタル化を行うことを目的とする。

### 1-3. 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

### 1-4. 事業内容

本業務の事業内容は以下のとおりとする。

- (1) 道路台帳整備基準書作成
- (2) MMS 計測及び三次元点群データ整備
- (3) 道路台帳デジタル化
- (4) 路面性状調査
- (5) 道路管理 GIS 構築
- (6) 公開型 GIS 構築
- (7) システム運用保守・管理

### 1-5. 業務委託料上限額

金 199,606,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

### 1-6. 実施期間

業務実施期間：契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日まで

運用保守期間：令和 7 年 3 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

#### 1-7. プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、以下のすべての条件を満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日現在において、玉名市建設工事等契約に係る入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）。
- (4) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 熊本県内に本社、本店、支社、支店又は営業所を有すること。
- (6) 玉名市暴力団排除条例（平成 24 年告示第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員に該当せず、これらと密接な関係を有していないこと。
- (7) 提案する者は、告示日現在において、守秘義務及び情報セキュリティ等の観点より JIS Q 27001（ISO/IEC27001、ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）及び JIS Q 15001（ISO15001 プライバシーマーク：個人情報セキュリティ）、JIS Q9001（ISO9001：品質マネジメントシステム）の認証資格を全て取得していること。
- (8) 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の LGWAN-ASP サービスのアプリケーション及びコンテンツサービスに自社で登録していること。
- (9) 一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）の地理情報標準プラットフォーム標準仕様に準拠しているシステムを自社で登録していること。
- (10) 九州管内の市町村において、平成 26 年度以降（過去 10 年）に同種業務の導入実績があること。※同種業務とは、道路台帳デジタル化、道路管理 GIS 構築、公開型 GIS 構築とする。
- (11) 仕様書別紙に記載するデジタル庁が提示するモデル仕様書で示す機能を実装できること。
- (12) 共同企業体（JV）として参加申込をする場合、代表者を参加申込書において明らかとし、構成員は他の JV の構成員として、又は単独で本プロポーザルに参加しないこと。また、すべての構成員は上記(1)～(6)を満たし、GIS システム構築・運用・保守を担う構成員は(7)～(11)も満たすこと。

## 1-8. スケジュール

プロポーザル実施のスケジュールは以下のとおりとし、書類受付は、土曜、日曜、祝日を除く 9 時 00 分～17 時 00 分とする。

No	手続き等	期限
1	公募受付開始日	令和 6 年 4 月 19 日 (金)
2	質問書の提出期限	令和 6 年 4 月 25 日 (木)
3	質問書の回答期限	令和 6 年 5 月 1 日 (水)
4	参加申込書及び企画提案書等の提出期限	令和 6 年 5 月 8 日 (水)
5	プレゼンテーション	令和 6 年 5 月 16 日 (木) 予定
6	選定結果通知	令和 6 年 5 月 20 日 (月) 予定
7	契約手続き	仮契約：令和 6 年 5 月下旬予定 ※ 本市令和 6 年 6 月議会の議決を経た後、本契約となる。

## 2. 各種申請の手続き

### 2-1. 質問書の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問は、以下の方法にて提出すること。

#### (1) 提出書類

- ① 質問書 (様式 10)

#### (2) 提出期間

令和 6 年 4 月 19 日 (金) から令和 6 年 4 月 25 日 (木) 17 時 00 分まで (土日・祝日を除く) に必着とする。

#### (3) 提出方法

電子メールによるものとする。なお、質問に際しては、対象箇所の資料名及び項番号を記載すること。また、電子メールの表題は「【玉名市道路台帳整備 (デジタル化) 業務委託】 質問書 (事業者名)」とし、送信後は電話により受信確認を行うこと。

#### (4) 提出先

建設部 土木課 (担当：小川・伊藤)

E-mail : doboku@city.tamana.lg.jp

#### (5) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和 6 年 5 月 1 日 (水) までに原則として本市 HP にて公開する。ただし、質問の回答を HP で公開することにより情報セキュリティに問題がある場合は、届出メールアドレスへ質問の回答を送信する。

## 2-2. 参加申込書及び企画提案書等の提出期限

1.7. プロポーザル参加資格要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合には、以下のとおり必要書類を提出すること。正本 1 部、副本 11 部を提出すること（押印を要する書類及び⑤、⑥については、正本には原本、副本には写しを可とする）。

なお、提出書類は、1 部ごとにフラットファイル等に綴じ、各様式に見出しを付すこと。

### (1) 提出書類

① 参加申込書（様式 1）

② 会社概要書（様式 2）

※パンフレット、企業の認証資格証明書、直近の決算書を添付すること。

③ 九州管内の市町村における同種の業務実績（様式 3）

④ 業務実施体制（様式 4）

⑤ 印鑑登録証明書【原本】※3 か月以内に発行されたものであること。

⑥ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）【原本】※3 か月以内に発行されたものであること。

⑦ 直近 3 期分の決算書（貸借対照表、損益計算書、事業報告書、その他これに準ずる書類）

⑧ 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書

⑨ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式 5）

⑩ 認証資格及び登録証等の写し

⑪ モデル仕様書実装チェック表（様式 6）

⑫ 企画提案書（様式 7）

⑬ 見積書（様式 8）

様式 8 に関する積算内訳書（任意様式）を添付すること。

⑭ 機能要件一覧（別紙 1）

⑮ JV として申込を行う場合は、JV の構成員表及び協定書（構成員の代表者、役割分担、代金請求、受領者等を明らかにした書類）（任意様式）

なお、②～⑨については、すべての構成員についても提出すること。

### (2) 提出期間

令和 6 年 4 月 19 日（金）から令和 6 年 5 月 8 日（水）17 時 00 分まで（土日・祝日を除く）に必着とする。

### (3) 提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る）によるものとする。郵送の場合は受付期間内に必着とする。

(4) 提出先

〒869-0016 熊本県玉名市岩崎 163

玉名市役所 建設部 土木課 (担当：小川・伊藤)

電話番号：0968-75-1124

FAX 番号：0968-75-1169

(5) 企画提案書作成要領

評価基準中の提案書評価点（評価テーマ①～⑧）を確認の上、以下のとおり作成すること。

- ① 日本語で記載し、目次及びページ番号を付与すること。
- ② 図表番号等については図と表それぞれの連番とし、図表の題名を付与すること。
- ③ 日本工業規格 A4 (縦) として、横書きで記載し、両面印刷で提出すること。ただし、工程表などは A4 (横) でも構わない。
- ④ 評価テーマ毎に 2 ページ以内 (合計 16 ページ以内) にまとめること (表紙、目次はページ数には含めない)。
- ⑤ 文字サイズは 10.5 ポイント以上とする (図表中の文字については除く)。フォントの指定はなし。
- ⑥ 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど見やすく明確な企画提案書を作成すること。

### 2-3. 辞退

参加申込後に辞退する場合には、辞退届 (様式 9) を提出すること。辞退届は令和 6 年 5 月 8 日 (水) 17 時 00 分までに提出するものとする。なお、提案を辞退した場合でも、他の案件での入札には一切影響はない。

### 2-4. プレゼンテーション審査の実施

プレゼンテーション審査の概要は以下のとおり。

詳細な日時や実施時間は別途通知を行う。

(1) 日時

令和 6 年 5 月 16 日 (木) 予定

(2) 会場

玉名市役所 4 階第二委員会室 予定

(3) 所要時間

- |                            |        |
|----------------------------|--------|
| ① 準備・片付け                   | 10 分予定 |
| ② 企画提案プレゼンテーション・デモンストレーション | 20 分予定 |
| ③ 質疑応答                     | 20 分予定 |

(4) 内容

提出した企画提案書を用いてプレゼンテーションを実施し、提案システムのデモンストレーションを行うものとする。

(5) 参加人数

プロジェクト管理者を含め、4人までとする。

(6) その他

使用する説明資料は、提出された企画提案書及び映像資料のみとする。映像資料については、発表者の任意のタイミングで再生するものとし、プロジェクター及びスクリーンは発注者が準備する。

### 3. 受託候補者の選定

#### 3-1. 選定方法

- (1) 企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を踏まえて、実施要領 P9～10 の配点（評価基準）に基づき、「玉名市道路台帳整備（デジタル化）業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査を行う。
- (2) 選定委員会審査結果に基づき、各委員の点数の合計が最も高い者を第一受託候補者、次に高い者を第二受託候補者として選定する。
- (3) 選定委員会の評価が合計点満点の6割に満たない場合は、その提案は不採用とする。

#### 3-2. 審査結果通知

審査結果は令和6年5月20日（月）（予定）に提案者全員に通知するとともに玉名市公式ホームページにも掲載する。

第一受託候補者は、発注者と仕様及び価格等の詳細について協議をするものとする。この場合、発注者は必要に応じて第一受託候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるものとする。ただし、第一受託候補者と協議が整わない場合は、発注者は、第二受託候補者と協議を行うものとする。

なお、審査結果についての異議申立て、問い合わせには一切応じない。

### 4. 契約

審査により第一受託候補者に選定された事業者と本市で、仕様書及び企画提案書等の内容を基本に協議を行い、協議が整った時点で随意契約により仮契約を締結する。なお、協議の結果、提案内容の一部が変更になる場合がある。

仮契約後、本市令和6年6月議会において議決を経た後、本契約となる。

辞退その他の理由で契約ができなくなった場合は、第二受託候補者と契約の交渉を行うこととする。

本受託事業者は、本調達の一部又は全部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という）を原則として禁止するものとする。ただし、本受託事業者が本調達の

部について、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由（必要性）、再委託予定金額、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について届出を行い、本市が了承した場合は、この限りでない。

## 5. その他

### 5-1. 失格事項

企画提案者が以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) プロポーザル参加資格要件を満たさない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 記載された事項が提出条件に適合しない場合
- (4) 記載を求められた事項の全部または一部が記載されていない場合
- (5) 選定の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、選定委員会が失格と認めた場合
- (6) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

### 5-2. その他留意事項

- (1) 企画提案書作成に関する費用については、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書に示す内容は、契約締結後に企画提案者が必ず履行できる内容とする。
- (3) 1事業者1提案とし、複数の提案は認めない。
- (4) 本プロポーザルに関する発注者の配布資料を他の目的のために使用することは禁止する。
- (5) 提出された企画提案書は、業者選定の事務に限り複製する場合がある。
- (6) 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で企画提案者に無断で使用することはない。
- (7) 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。
- (8) 提出書類については公表することを基本とするため、公表できない書類がある場合は、申込者の責任において明確にすること。玉名市情報公開条例第7条に規定する不開示情報（個人に関する情報や法人等の利益を害するおそれがある情報等）を除き、情報公開の請求により開示する場合がある。
- (9) 企画提案者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を第一受託候補者として選定する。
- (10) 企画提案書提出後において、第一受託候補者の選定までの間は企画提案書に記載された内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。



【配点（評価基準）】

企画提案書及び提案価格については、以下の着目点により総合的に評価するものとする。

審査項目	項番	項目名	主な判断基準	審査評価基準	点数(点)	
企業実績等 評価点	1	企業の実績等	企業登録、資格取得状況①	企業においてISO関連の認証資格等を取得しているか。(様式2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LGWAN-ASP登録資格があること(必須)</li> <li>・品質管理の世界基準である「ISO9001」を認証取得していること(必須)</li> <li>・情報セキュリティ管理の「ISO27001、ISMS」、および「プライバシーマーク」を認証取得していること(必須)</li> <li>・環境管理の世界基準である「ISO14001」を認証取得している</li> <li>・ITサービスの世界標準である「ISO20000-1」を認証取得している</li> <li>・クラウド情報管理「ISO27017、ISMS-CS」を認証取得している</li> </ul>	20
			企業登録、資格取得状況②	企業においてデジタル社会への変革、働き方改革に準拠した認証資格等を取得しているか。(様式2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業省が推進する「DX事業認定企業」を認証取得している。</li> <li>・女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定企業」(女性活躍推進企業)を認証取得している。</li> <li>・次世代法に基づく「くるみん認定企業」(子育てサポート企業)を認証取得している。</li> </ul>	20
			業務履行保証力	経営安定性及び履行保証力として、企業の自己資本比率(直近決算の内容で算出)を評価する。(様式2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近決算の自己資本比率を評価する。</li> </ul>	20
			業務執行能力①	平成26年度以降(10年以内)に道路台帳デジタル化の導入実績があるか。(様式3)	九州管内において、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路台帳デジタル化の実績が5件ある</li> <li>・道路台帳デジタル化の実績が3~4件ある</li> <li>・道路台帳デジタル化の実績が1~2件ある</li> <li>・道路台帳デジタル化の実績が0件以下である</li> </ul>	15
			業務執行能力②	平成26年度以降(10年以内)に公開型GISの導入実績があるか。(様式3)	九州管内において、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公開型GISの導入実績が5件あり、豊富な業務経験より確実に履行できると思われる</li> <li>・公開型GISの導入実績が3~4件あり、業務を十分に履行できると思われる</li> <li>・公開型GISの導入実績が1~2件あり、業務を履行する力量はあると思われる</li> <li>・公開型GISの導入実績が0件である</li> </ul>	15
			業務執行能力③	平成26年度以降(10年以内)に道路管理GISの導入実績があるか。(様式3)	九州管内において、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路管理GISの導入実績が5件あり、豊富な業務経験より確実に履行できると思われる</li> <li>・道路管理GISの導入実績が3~4件あり、業務を十分に履行できると思われる</li> <li>・道路管理GISの導入実績が1~2件あり、業務を履行する力量はあると思われる</li> <li>・道路管理GISの導入実績が0件である</li> </ul>	15
			業務精通度	デジタル田園都市国家構想交付金の活用実績等。(様式3)	九州管内においてデジタル田園都市国家構想交付金を活用した道路台帳デジタル化の実績がある。 デジタル化した道路台帳で交付税検査を受けたことがある。	20
技術者実績 等評価点	2	配置技術者の実績等	主任技術者の経験及び実績	主任技術者の経験、平成26年度以降(10年以内)の実績があるか。(様式4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測量士の資格保有者が配置されている。(必須)</li> <li>・道路に関するデータ整備・更新に関する実務経験を有する。</li> <li>・同種業務の実績が5件あり、豊富な業務経験より確実に履行できると思われる</li> <li>・同種業務の実績が3件あり、業務を十分に履行できると思われる</li> <li>・同種業務の実績が1件あり、業務を履行する力量はあると思われる</li> <li>・同種業務の実績が0件である</li> <li>※同種業務:道路に関するデータ整備・更新の実績</li> </ul>	20
			照査技術者の経験及び実績	照査技術者の経験、平成26年度以降(10年以内)の実績はあるか。(様式4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測量士の資格保有者が配置されている。(必須)</li> <li>・道路(台帳図及び道路構造物)に関する実務経験を有する。</li> <li>・道路(台帳図及び道路構造物)に関する実績が5件あり、豊富な業務経験より確実に履行できると思われる</li> <li>・道路(台帳図及び道路構造物)に関する実績が3件あり、業務を十分に履行できると思われる</li> <li>・道路(台帳図及び道路構造物)に関する実績が1件あり、業務を履行する力量はあると思われる</li> <li>・道路(台帳図及び道路構造物)に関する実績が0件である</li> <li>※道路台帳図、道路構造物(トンネル、橋梁、路面性状調査、法面調査等)</li> </ul>	20
			業務実施体制の資格及び実績	本業務に配置する技術者の保有資格及び実績はどうか。(様式4)	GIS関連業務(構築・保守)又はデータ整備・更新等の業務実績を有する技術者が配置されている。 路面性状調査の実績を有している技術者が配置されている。	15

審査項目	項番	項目名	主な判断基準	審査評価基準	点数(点)
評価 テーマ①	3	業務の実施方針	本業務内容を十分に理解して、基本方針を明確にしているか。	デジタル田園都市国家構想交付金などの事業目的を理解し、行政事務・市民サービス向上やを目指した実施方針となっている。 現状の道路台帳の具体的な課題の解消方法を実施方針で示している。 システム(公開型GISや道路台帳管理GIS)の操作性やレスポンスなど、具体的な特長を実施方針で示している。	20
		作業工程表	工程及び工程内容が本業務内容を理解した上で適切に作成されているか。	工程毎の発注者と受注者の役割を示し、進捗管理などのマイルストーンが明記されている。 デジタル田園都市国家構想交付金の主旨を理解した工程管理やシステム運用や定着を図る工夫が示されている。 手戻りなどを防止するため、業務プロジェクト管理の具体的な方法が示されている。	20
		業務実施体制	業務役割について業務経験豊富で適切な技術者が配置されているか。	業務分野ごとに担当する技術者や業務実施場所や人員が明記されている。 災害時や緊急時の業務体制や相談や問い合わせ窓口などが明記されている。 システム運用後の継続的なサポート体制や内容が示されている。	20
評価 テーマ②	4	MMS計測及び点群データ整備	本業務の目的を理解し、適切なMMSレーザ計測の手法を提示しているか。また、その妥当性はどうか。(仕様書第21条を満たしているか)	MMSの仕様に記載した内容を満たし、所定の精度を確保することが示されている。 MMSの点群データ等について利活用が具体的に示されており、妥当性がある。 MMS計測が難しい場合の具体的な代替計測方法が示されており、妥当性がある。 三次元点群データの具体的な活用方法を示している。 その他の有益な提案がなされている。	100
		路面性状調査	本業務内容を十分に理解して、路面性状調査を実施しているか。(仕様書第23条を満たしているか)	仕様に記載した路面性状調査を実施するうえで、必要な性能を満たす機材を明示している。 調査結果を確認するうえで、報告書や資料等の工夫がなされている。 その他の有益な提案がなされている。	100
評価 テーマ③	5	道路台帳デジタル化	本市の現状を十分に理解して、道路台帳をデジタル化を実施しているか。(仕様書第22条を満たしているか)	道路台帳を管理する上での法的な根拠や基準等を示した整備方法を提案している。 現在のアナログ(紙)の台帳管理の課題に対して、デジタル化による具体的な解決方法を明示している。 今後の道路台帳補正更新を実施する上での課題や解決方法を具体的に示されている。 その他の有益な提案がなされている。	100
評価 テーマ④	6	システム概要	本市の実情を踏まえ、本業務の内容を十分に理解したシステム構成となっているか。	職員の利用環境や利用者数の増加など、職員や費用負担を軽減する提案を示している。 システム全体構成や運用環境の変化に対して汎用性が高いことを示している。 セキュリティ対策など安全性が確保されていることを示している。 情報公開が迅速かつ適正に行われる機能を有していることを示している。 災害時や緊急時のシステム運用への影響を低減する提案がなされている。	20
		システム特徴	社内、本プロジェクトに関わる人員のセキュリティ確保に係る方針及びセキュリティ対策が提示されているか。	基準やルールに準拠したセキュリティ対策が講じられている。 万一の障害発生時の再発防止策が示されている。 セキュリティ対応に充分な体制や環境構築が妥当である。 バックアップ体制などが明確に示されている。 データ保管方法などが明確に示されている。	20
評価 テーマ⑤	7	公開型GISの特徴	公開型GISの特徴は、市民サービスの向上に対し、適しているか。(仕様書第24条を満たしているか)	市民が利用しやすい直感的かつ分かりやすい配慮がなされている。 市民の利用環境を考慮し、利用端末の制限やブラウザ等の制約がないこと。 市民の利用促進を図るための工夫がなされていること。 情報公開を行うことで具体的な効果を示す提案がなされていること。 その他の有益な提案がなされている。	40
評価 テーマ⑥	8	道路管理GISの特徴	道路管理GISの特徴は、本市の課題解決・業務改善に対し、適しているか。(仕様書第25条を満たしているか)	道路台帳管理だけでなく、道路に係る情報の構築など将来の具体的なシステム運用が期待できる。 職員が利用しやすい直感的な操作性を有しており、システム操作にストレスがないことを示している。 道路に係る情報の閲覧や共有が円滑に行えること、庁内の他の様々なシステムと将来連携できる機能を有している。 その他の有益な提案がなされている。	40
評価 テーマ⑦	9	システム操作研修	職員へのシステム操作研修やマニュアル作成等の教育内容は適しているか。	操作研修の開催時期や回数を示している。 導入後の運用面の提案がなされている。 業務での利用場面を意識したプログラムを示している。 職員の利活用促進を図る工夫がなされている。 研修時以外の利用定着を図る工夫を示している。	20
		システム運用保守	システムの運用保守について、内容等の妥当性はどうか。また、システム保守体制について、迅速な対応が期待できるか。	内容に応じた対応時間など、妥当な対応となっている。 職員が連絡先などを迷わない等の対応窓口が明示されている。 システム保守の内容に応じた体制が明示されている。 保守内容や頻度などが明示され、妥当である。 今後の運用場面を想定した保守内容が明示されている。	20
評価 テーマ⑧	10	追加提案	本業務について、有益と考えられる独自提案はあるか。	その他、本市にとって有益な提案がなされている。	30
機能評価点	11	システム機能 (別紙機能要件一覧)	必要なGIS機能を具備し、十分な機能を有した優れたシステムか。	別紙1.「機能要件一覧」の対応可否回答により評価する。 評価点[○が95%以上、○が80%以上～95%未満、○が65%以上～80%未満、○が65%未満] 【注意】公開型GISについてモデル仕様書記載部分の機能が×の場合は失格とする。	80
取組方針評価点	12	プレゼンテーション内容	本業務に対する理解度や熱意、コミュニケーション力はどうか。	システムデモンストレーションにて操作イメージができ、使いやすい印象が持てる。 機能操作におけるクリック数、マウス操作(右クリックのみで操作できる)など、容易な操作で利用できる。 導入する道路GIS、公開型GISを活用することで行政事務が簡素化されると感じられる。 質疑応答などのやりとりにおいて、応答が的確であり、高いコミュニケーション能力を有している。	30
価格評価点	13	導入経費	導入経費の見積金額の妥当性はどうか。	税抜にて、 ・最低価格 ・最低価格との差が20%未満 ・最低価格との差が20%以上～30%未満 ・最低価格との差が30%以上～40%未満 ・最低価格との差が40%以上又は本市が要求しているスペック以下の製品など著しく費用低減をしている場合	30
		システム運用・保守経費	運用・保守経費の見積金額の妥当性はどうか。	税抜にて、 ・最低価格 ・最低価格との差が20%未満 ・最低価格との差が20%以上～30%未満 ・最低価格との差が30%以上～40%未満 ・最低価格との差が40%以上又は本市が要求しているスペック以下の製品など著しく費用低減をしている場合	30
合計					900